

参 考 資 料

目 次

1 職員の給与関係

令和5(2023)年	職員給与実態調査の概要	1
第1表	職員の平均給与月額等	2
第2表	職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	3
第3表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	3
第4表	職員の平均給与月額	4
第5表	職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	5
第6表	職員の給料の特別調整額の支給状況	5
第7表	職員の単身赴任手当の支給状況	6
第8表	職員の住居手当の支給状況	6
第9表	職員の通勤手当の支給状況	6
第10表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	7
第11表	暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員	35

2 民間の給与関係

令和5(2023)年	職種別民間給与実態調査の概要	36
第12表	産業別、企業規模別調査事業所数	37
第13表	民間における初任給の改定状況	38
第14表	民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	38
第15表	民間における給与改定の状況	39
第16表	民間における定期昇給の実施状況	39
第17表	比較対象従業員に係る職種	40
第18表	民間における職種別給与額等	41
第19表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	44
第20表	民間における家族手当の支給状況	45
第21表	民間における在宅勤務関連手当の支給状況	45
第22表	民間における特別給の支給状況	46
第23表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	46
第24表	民間における定年制の状況	47
第25表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	47
第26表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	47

3 労働経済関係

第27表	労働経済指標	48
------	--------	----

4 生計費関係

第28表	宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	50
------	------------------------	----

5 国及び都道府県の給与関係

第29表	都道府県のラスパイレス指数の状況	51
------	------------------	----

6 人事院勧告等の概要

		52
--	--	----

1 職員の給与関係

令和 5 (2023) 年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、令和 5 (2023) 年 4 月現在における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象者

調査対象職員は、次の条例の適用を受ける職員で、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日に在職する者である。ただし、休職中である職員、公益的法人等へ派遣されている職員、育児休業をしている職員、育児短時間勤務をしている職員、自己啓発等休業をしている職員、非常勤職員及び臨時的に任用されている職員等は除く。

(7) 職員の給与に関する条例（昭和 27 年栃木県条例第 1 号）

(1) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和 32 年栃木県条例第 34 号）

(3) 調査の内容

令和 5 (2023) 年 4 月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

(4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

第1表 職員の平均給与月額等

職員の区分	全職員	一般職員		警察官	教員
			うち行政職員		
職員数	人 20,851	人 5,487	人 4,743	人 3,388	人 11,976
給料の月額	円 351,977	円 327,779	円 329,904	円 333,678	円 368,240
扶養手当	7,830	7,453	7,794	12,467	6,691
給料の特別調整額	4,778	5,833	6,196	2,185	5,029
地域手当	13,003	12,574	12,587	12,626	13,307
住居手当	4,672	5,160	5,194	2,714	5,001
その他	445	932	268	614	174
計	382,705	359,731	361,943	364,284	398,442
平均年齢	歳 41.9	歳 41.8	歳 42.4	歳 38.7	歳 42.8
平均経年数	年 19.5	年 19.6	年 20.3	年 17.3	年 19.6

- (注) 1 暫定再任用職員は含まれていない(以下第10表までにおいて同じ。)
 2 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び新規卒の令和5(2023)年4月1日付け採用者を除いたものである。
 3 「給料の月額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む(第4表において同じ。)
 4 「その他」は、初任給調整手当、特勤勤務手当等である(第4表において同じ。)

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適用給料表
一般職員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、技術職給料表(1)、技術職給料表(2)
警察官	公安職給料表
教員	教育職給料表(1)、教育職給料表(2)

- (注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の1級から7級までを使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用
 2 技術職給料表(1)は、医療職給料表(2)の1級から5級までを使用し、学校栄養士に適用
 3 技術職給料表(2)は、医療職給料表(3)の1級から5級までを使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
一般職員	行政職	4,228	41.6	19.4
	事務職	660	43.5	22.4
	研究職	243	41.0	18.1
	医療職(1)	12	48.6	25.4
	医療職(2)	171	42.4	18.8
	医療職(3)	129	40.5	17.6
	技術職(1)	42	36.7	14.7
	技術職(2)	2	*	*
	小計	5,487	41.8	19.6
警察官	公安職	3,388	38.7	17.3
教員	教育職(1)	3,155	44.3	21.6
	教育職(2)	8,821	42.3	19.6
	小計	11,976	42.8	19.6
全職員		20,851	41.9	19.5

(注)「*」の箇所については適用人員が2人であるため、記載しない(第3表において同じ。)

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員		%	%	%	%	%	%	
	行政職	100.0	81.7	5.7	12.6	-	66.7	33.3
	事務職	100.0	46.8	19.1	34.1	-	34.7	65.3
	研究職	100.0	97.1	0.8	2.1	-	72.0	28.0
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	50.0	50.0
	医療職(2)	100.0	93.0	7.0	-	-	35.7	64.3
	医療職(3)	100.0	72.1	27.9	-	-	9.3	90.7
	技術職(1)	100.0	66.7	33.3	-	-	4.8	95.2
技術職(2)	100.0	*	*	*	*	*	*	
	小計	100.0	78.2	7.9	13.9	-	60.2	39.8
うち行政職員		100.0	76.8	7.6	15.6	-	62.6	37.4
警察官	公安職	100.0	60.4	5.0	34.5	0.1	90.2	9.8
教員	教育職(1)	100.0	95.8	2.4	1.8	-	54.0	46.1
	教育職(2)	100.0	93.0	7.0	0.0	-	43.7	56.3
	小計	100.0	93.7	5.8	0.5	-	46.4	53.6
全職員		100.0	84.3	6.2	9.5	0.0	57.1	42.9

第4表 職員の平均給与月額

その1 職員別

職員の区分 給与種目		職員の区分			警察官	教員
		全職員	一般職員	うち行政職員		
5 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 351,977	円 327,779	円 329,904	円 333,678	円 368,240
	扶養手当	7,830	7,453	7,794	12,467	6,691
	給料の特別調整額	4,778	5,833	6,196	2,185	5,029
	地域手当	13,003	12,574	12,587	12,626	13,307
	住居手当	4,672	5,160	5,194	2,714	5,001
	その他	445	932	268	614	174
	計(A)	382,705	359,731	361,943	364,284	398,442
4 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 351,725	円 328,706	円 331,268	円 330,260	円 368,066
	扶養手当	7,914	7,786	8,207	12,395	6,735
	給料の特別調整額	4,756	5,769	6,124	2,207	5,001
	地域手当	12,975	12,542	12,613	12,516	13,297
	住居手当	4,523	4,814	4,853	2,728	4,887
	その他	416	723	284	620	222
	計(B)	382,309	360,340	363,349	360,726	398,208
$\frac{(A)}{(B)} \times 100$		100.1 %	99.8 %	99.6 %	101.0 %	100.1 %

その2 給料表別

給与種目 給料表	給料の 月額	扶養手当	給料の 特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
行政職	円 326,820	円 8,098	円 6,758	円 12,560	円 5,163	円 278	円 359,677
事務職	325,934	4,748	1,235	11,722	4,668	151	348,458
研究職	343,354	7,907	5,423	12,708	6,785	617	376,794
医療職(1)	491,125	6,375	53,617	88,179	1,833	214,633	855,762
医療職(2)	340,590	6,009	3,480	12,252	5,448	4,614	372,393
医療職(3)	321,164	3,446	471	11,378	4,685	-	341,144
技術職(1)	285,274	1,226	-	10,027	4,719	-	301,246
公安職	333,678	12,467	2,185	12,626	2,714	614	364,284
教育職(1)	385,633	8,210	3,230	13,929	5,465	23	416,490
教育職(2)	362,019	6,148	5,672	13,084	4,835	227	391,985

(注) 技術職(2)については適用人員が2人であるため、記載しない(第10表において同じ。)

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の 区分	扶養手当の対象となる扶養親族数					受給 職員数 (B)	(A) / (B)
	配偶者	子	父母等	計 (A)	子のうち特定 期間にある者		
一般職員	人 789	人 2,949	人 160	人 3,898	人 1,057	人 2,003	人 1.9
警察官	1,220	3,110	34	4,364	604	1,951	2.2
教員	1,283	6,000	267	7,550	2,012	3,954	1.9
全職員	3,292	12,059	461	15,812	3,673	7,908	2.0

(注) 1 手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,638円である。
 2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分	給料表	行政職	事務職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	公安職	教育職 (1)	教育職 (2)	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員の給与に関する条例	1種	39						3			42
	2種	23			2			18			43
	3種	72		1	2	2		53			130
	4種	121		9	2	4		5			141
	5種	140		8	1	3	1	12			165
	6種	4		2							6
	7種	3									3
栃木県公立学校職員給与条例	1種								24	31	55
	2種		14						50	139	203
	3種								79	471	550
	4種								21	340	361
計	402	14	20	7	9	1	91	174	981	1,699	

(注) 1 技術職給料表(1)及び技術職給料表(2)の適用者に給料の特別調整額が支給されている者はいない。
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、58,643円である。

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	60 km未満	60 km以上 100 km未満	100 km以上 300 km未満	300 km以上 500 km未満	500 km以上 700 km未満		
受給者	人 52	人 3	人 2	人 0	人 0	人 57	円 30,982

第8表 職員の住居手当の支給状況

区分	職員の区分			
	全職員	一般職員	警察官	教員
受給者	人 3,914	人 1,127	人 369	人 2,418
11,000円未満	8	4	2	2
11,000円以上 28,000円未満	2,521	684	259	1,578
28,000円	1,385	439	108	838
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 24,887	円 25,125	円 24,920	円 24,770

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分	職員の区分			
	全職員	一般職員	警察官	教員
受給者	人 18,722	人 4,800	人 2,812	人 11,110
交通機関のみ利用	873	734	92	47
交通用具のみ使用	17,435	3,786	2,664	10,985
交通機関 併用者 交通用具	414	280	56	78
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 11,181	円 13,765	円 12,390	円 9,759

第10表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									1
5							1		
6									
7									
8									
9	6								
10							1		1
11		84							
12		3							
13	6	10							1
14		3							1
15		100	1						8
16		6	9						2
17	11	9	82						2
18		8	9						2
19		90	18						
20		8	15						
21	11	16	16						
22		7	46						
23		73	23						
24	2	6	16						
25	9	13	15					1	
26		8	50					1	
27		87	27					4	
28		6	10					6	
29	98	11	13					10	
30	1	5	58			1		9	
31	4	7	7	1				6	
32	1	3	4					1	
33	116	2	14				2	2	
34	3		17	2			4	1	
35	8	1	8	5		1	27	1	
36	3		39	6			28		
37	121	3	14	5			18		
38	7		12	3			6		
39	7		12	13			10		
40	4		18	5		1	8		
41	3	2	13	11			1		
42			10	9			1		
43		1	37	11			1		
44		1	17	14			2		
45	5	2	13	14			2		
46			13	13					
47		1	23	22					
48	1		30	8					
49	1	2	14	11	1				
50			10	15					
51			12	16		1			
52			15	13	1	3			
53			9	16	1				
54	2		9	13		1			
55			16	18	1	4			
56			12	16	1	12			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
57	1	1	8	16	1	10			
58	1		8	21		43			
59			11	10	1	44			
60			6	21	1	17			
61	1	1	4	23	2	16			
62			3	15	1	23			
63			4	18		24			
64			7	18		26			
65		1	10	23	2	12			
66			5	18	3	22			
67			2	23	3	13			
68	1		4	16	6	11			
69	1		4	24	7	13			
70			5	18	10	14			
71			4	21	10	14			
72			3	16	6	14			
73				25	15	13			
74			5	18	15	11			
75			4	14	17	16			
76				6	18	35			
77			1	12	27	22			
78			1	9	36	27			
79				8	31	20			
80			2	11	25	36			
81		1		5	20	19			
82			1	10	32	22			
83			2	8	30	19			
84			3	7	16	26			
85			1	7	13	193			
86			2	6	15				
87			2	5	14				
88				1	9				
89	1		4	3	11				
90			3	5	17				
91				5	11				
92			1	1	11				
93				53	84				
94			2						
95			1						
96			1						
97			1						
98									
99									
100			1						
101			1						
102									
103									
104									
105									
106			1						
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	436	582	934	780	525	799	112	42	18
構成比(%)	10.3	13.8	22.1	18.4	12.4	18.9	2.7	1.0	0.4
平均給料 月額(円)	197,196	230,745	289,325	363,958	389,902	407,125	430,894	459,498	497,322

人員計	4,228 人
平均給料月額	326,606 円

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9	1	6					
10		1					
11		1					
12		1					
13	1	11					
14							
15		1	1				
16							
17	6	10	5				
18	1		1				
19		1	15				
20		1	1				
21	10	9	3				
22	1		4				
23		3	5				
24		1	3				
25	4	9	8				
26		3	1				
27		4	7				
28		1	4				
29	6	7	7				
30		1	5				
31	2		2				
32			2				
33	5	1	3				
34			3				
35	5	1	3				
36			5				
37	6		5				
38	4		3				
39	2		8				
40	1						
41			8				
42			5				
43			3				
44			2				
45			3	1			
46			1				
47			6	1			
48			1				
49	1		3				
50							
51			3				
52			4	1		5	
53				2		5	
54			1	3		4	
55			2	1		3	
56			2			5	

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
57				1	1		2	
58				2	2		1	
59				5	5		3	
60				2			2	
61					3		1	
62				1	3		1	
63				1	5			
64					2			
65				2	6		2	
66				2	3		1	
67					1			
68					6		1	
69					4		2	
70				1	6		1	
71					7		1	
72					4			
73				2	2	1	1	
74					5		1	
75					3	2	2	
76					7	3	2	
77				2	8	5		
78				1	8	3	1	
79					5	3	2	
80					6	5	2	
81					8	10	3	
82					1	2	2	
83					7	2	4	
84					3	2	2	
85					8	2	16	
86				1	4	1		
87					10	3		
88					4	4		
89				1	3	2		
90					2	5		
91					3	3		
92					1	5		
93					38	13		
94								
95								
96				1				
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113				1				
114								
115								
116								

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計(人)	56	73	174	203	76	78	-
構成比(%)	8.5	11.1	26.3	30.8	11.5	11.8	-
平均給料 月額(円)	189,509	230,363	289,841	373,723	390,976	406,087	-

人員計	660 人
平均給料月額	325,934 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3				1	
4					
5		8		1	
6					
7					
8					
9		4			
10					
11					
12		1			
13		10		1	
14					
15					
16					
17		9			
18					
19					
20					
21		5			
22		1		1	
23		1			
24		1			
25		4			
26		2			
27		1			
28		1			
29		3		3	
30					
31					
32		4		1	
33		1			
34		3			
35		3		1	
36					
37				1	
38		1		5	
39		3		2	2
40				1	
41				1	1
42		3		2	
43		1			
44		2		1	
45		1		1	
46		1			
47		1		1	
48		1		2	
49		1		1	
50		1			1
51		1			2
52		1		2	2
53		1		1	
54		2		3	2
55		2			1
56		1		1	1

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57				2		3
58				2		
59				3		5
60			2			1
61						
62				2		2
63			2			3
64			3			1
65			1	2		1
66				1		1
67			1	3		1
68			1	1		2
69						2
70				2		3
71			1	1		1
72			1	3		2
73			1			18
74				2		
75			1			
76			2	2		
77			1	2		
78						
79						
80			1	4		
81				1		
82						
83						
84				1		
85				1		
86				2		
87						
88			1			
89			1	6		
90						
91						
92						
93						
94			1			
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114			1			
115						
116						

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117						
118						
119						
120						
121						
計(人)		-	108	77	55	3
構成比(%)		-	44.4	31.7	22.7	1.2
平均給料 月額(円)		-	269,179	372,847	433,147	457,833

人員計	243 人
平均給料月額	341,470 円

医療職給料表（１）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	1			
14				
15				
16				
17	1			
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32			1	
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43	1			
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				1
55				
56				

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
57				
58			1	
59				
60				
61				1
62				
63				
64				
65				2
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77			1	
78			1	
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計 (人)	3	-	5	4
構成比 (%)	25.0	-	41.7	33.3
平均給料 月額 (円)	325,867	-	518,080	568,275

人員計	12 人
平均給料月額	486,758 円

医療職給料表(2) (保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1								
2								
3								
4								
5			2					
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17			4					
18								
19								
20								
21			3					
22								
23				4				
24								
25			2	2				
26			1					
27			1	3				
28			2					4
29			2					2
30			1					
31				2				
32			1					
33			3	2				
34								
35			1	3				
36								
37			2	2				
38								
39				1				
40			1			1		
41			1	1				
42								
43			1		2	1		
44				1		1	2	
45				2		3		
46					1	1		
47				2	1			
48						1	3	
49				2		3	1	
50				1	1	3	1	
51				3		1		
52						1		
53			1			1	3	
54					1			
55				1		1	1	
56				1	1	1		
57				1		4	1	
58						2	4	
59			1			2		
60				1		1	2	

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61			1	1			
62							
63					3	1	
64			1		1		
65					1	10	
66					2		
67			1				
68			1		1		
69							
70			1		1		
71							
72							
73		1			4		
74					4		
75							
76							
77					1		
78			1				
79					1		
80			1				
81							
82					1		
83					1		
84							
85					4		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103		1					
104							
105		1					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計 (人)	-	33	42	8	53	29	6
構成比 (%)	-	19.3	24.6	4.7	31.0	16.9	3.5
平均給料 月額 (円)	-	237,645	283,714	322,025	374,002	403,752	426,633

人員計	171 人
平均給料月額	329,972 円

医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、看護師等に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11			3				
12							
13							
14							
15		4	4				
16							
17							
18			1				
19		5					
20			1	1			
21			1	2			
22		1					
23		5					
24							
25				2			
26							
27		4	1	1			
28		1					
29		2					
30		1		1			
31		3					
32							
33			1	1			
34				1			
35		1					
36							
37							
38				1			
39		1		2			
40							
41				1			
42							
43				1			
44							
45							
46				2	2		
47				3			
48							
49				1			
50		1		2			
51							
52							
53				1			
54		1		2		2	
55				1			
56							

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
57				1			
58				1	1		
59				1	1		
60					1		
61							
62							
63					1		
64					2	1	
65					1		
66				2	4		
67							
68				1			
69							
70				2	1		
71				3			
72							
73							
74					1		
75					1		
76					1		
77							
78							
79					2		
80							
81							
82				3	1		
83							
84							
85							
86					1		
87							
88				1			
89					1		
90				1			
91							
92					1		
93					18		
94							
95							
96							
97				1			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
165							
166							
167							
168							
169							
計(人)	-	30	12	43	41	3	-
構成比(%)	-	23.3	9.3	33.3	31.8	2.3	-
平均給料 月額(円)	-	237,107	262,683	327,614	385,483	424,167	-

人員計	129 人
平均給料月額	321,164 円

技術職給料表(1) (学校栄養士に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		5			
10					
11					
12					
13		2			
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20		1			
21					
22					
23		1			
24					
25		1	1		
26		1			
27		1	1		
28			1		
29		2	2		
30					
31	1	1			
32					
33					
34			1		
35			1		
36					
37					
38					
39					
40					
41			1		
42					
43					
44					
45			2		
46					
47					
48					
49			2		
50					
51					
52					
53					1
54					
55					1
56					
57					
58					1
59					2
60					1

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級
61						
62						1
63						
64						
65						
66						
67						1
68						1
69					1	
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						1
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						2
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98					1	
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計(人)		1	15	12	2	12
構成比(%)		2.4	35.7	28.5	4.8	28.6
平均給料 月額(円)		202,000	218,760	272,983	344,450	377,117

人員計	42 人
平均給料月額	285,083 円

公安職給料表（警察官に適用）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	28								
10									
11									
12	1								
13	30								
14									
15	2								
16	2								
17	30								
18	1								
19	6								
20	4								
21	28								
22	5								
23	3								
24	2		1						
25	53	49	20						
26	5	10	5						
27	8	9	8						
28	2	4	7						
29	55	35	16						
30	6	13	18						
31	13	15	15						
32	8	12	12						2
33	3	30	10						2
34	7	18	7						5
35	4	20	14						2
36	1	10	18						1
37	3	10	16						3
38		11	14						
39		11	19						
40	1	8	20						
41		7	19						
42		7	17	1					1
43	1	4	17						2
44		1	18						
45		3	18						
46		2	9	1				1	
47		5	23	1				3	
48		1	13	1				2	
49		2	22	1				3	
50		3	23	1				1	
51		4	29			1		2	
52		1	18	1				3	
53	1	1	18	2	4				
54		1	14	1	6				
55		2	18	3	5		1	1	
56		4	30	4	5	1	1	2	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
57		1	23	2	7		9	2	
58		1	20	2	4	2	4		
59	1	2	20	1	7	3	7	1	
60			11	2	12		8		
61		1	19	18	11	1	5	2	
62		2	22	16	9	4	3		
63			24	16	5	1	3		
64			25	19	7	7	2		
65		1	25	14	9	5	3		
66		2	22	15	6	4	6		
67			24	20	10	5	4		
68			16	12	12	1	5		
69			20	19	15	6	5		
70			20	14	16	2	6		
71			24	21	18	2	7		
72			20	28	11	3	1		
73			25	22	21		3		
74			25	19	12	3	5		
75			22	19	9	3	1		
76			14	17	12	4	2		
77			10	28	14	1	5		
78			10	23	12	4	5		
79			3	20	11	3	1		
80			5	23	9	3	3		
81			6	17	9		1		
82			6	17	10	1	2		
83			3	14	5		4		
84			3	25	6	2	1		
85			2	17	6	4	16		
86			1	10	8	2			
87				13	11	4			
88			4	17	7	6			
89			3	21	10	1			
90			4	9	11	2			
91			4	12	11	4			
92			3	13	5	3			
93			5	10	119	8			
94			3	9					
95			3	12					
96			3	10					
97			4	14					
98			2	14					
99			1	9					
100			2	7					
101			3	9					
102			2	9					
103				10					
104				6					
105			1	6					
106				9					
107				4					
108			2	8					
109				6					
110				6					
111				7					
112			1	6					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113			1	8					
114			3	3					
115			1	5					
116			1	5					
117			1	4					
118			3	2					
119				8					
120				4					
121				4					
122				8					
123			2	5					
124			1	3					
125				92					
126									
127									
128			1						
129									
130									
131									
132									
133			1						
134			2						
135									
136									
137									
138									
139			1						
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計(人)	314	323	1,064	914	497	106	129	23	18
構成比(%)	9.3	9.5	31.4	27.0	14.7	3.1	3.8	0.7	0.5
平均給料 月額(円)	214,864	250,026	296,981	375,435	409,023	420,262	436,528	452,170	472,211

人員計	3,388 人
平均給料月額	333,650 円

教育職給料表(1) (高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		15			
6		1			
7					
8					
9		31			
10					
11		3			
12		2			
13		21			
14					
15		6			
16		1			
17		38			
18		2			
19		15			
20		5			
21	1	41			
22		2			
23		7			
24		7			
25		19			2
26					3
27		11			2
28		5			1
29	1	39			5
30		3			5
31		9			4
32	1	6			4
33	3	36			7
34		6			3
35	1	9			3
36		13			7
37	1	38			2
38	1	7			2
39	1	11			6
40		11			1
41	1	33			1
42		9			3
43		13			1
44		11			2
45	1	26			10
46		14			
47	1	14			
48	3	13			
49		22			
50	1	7			
51	2	17			
52	1	10			
53	2	21			
54		11			
55	3	22			
56	1	11			

給号	級	1級	2級	特2級	3級	4級
57		2	21			
58			10			
59			20			
60			15			
61			27			
62		1	14		7	
63		3	28		15	
64		1	13		4	
65		2	20		3	
66			15		16	
67			39		12	
68		1	13		2	
69		3	14		2	
70		1	16		6	
71		1	27		3	
72			20		1	
73		2	15		1	
74		1	10		7	
75		1	20		5	
76		4	17		1	
77			19		1	
78		1	9		4	
79		4	19		2	
80		2	15		2	
81		3	21		6	
82		3	12			
83		2	17			
84		1	17			
85			14			
86		2	20			
87		1	11			
88			9	1		
89		1	22	2		
90			15	1		
91		1	12			
92		1	15			
93		3	15	2		
94		1	12	2		
95		4	12	5		
96		3	16	8		
97		2	14	10		
98		2	13	12		
99		1	16	9		
100			12	4		
101		3	11	3		
102		1	16	6		
103		1	15	3		
104		1	19			
105		1	21	2		
106		4	18	2		
107		2	19	2		
108		1	13	1		
109		2	18	2		
110		2	20			
111		2	25	1		
112		1	20	1		

給号	級	1級	2級	特2級	3級	4級
113			19	2		
114			28			
115			18			
116		1	24	1		
117		1	20			
118			12			
119		1	24			
120			22			
121		2	24			
122			14			
123		1	26			
124		2	28			
125		2	25			
126		2	17			
127			35			
128			20			
129		2	24			
130			21			
131		2	22			
132			21			
133			25			
134			24			
135		1	26			
136		2	32			
137		2	33			
138			33			
139		1	36			
140		1	31			
141		1	43			
142			31			
143			64			
144			60			
145		1	263			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153		1				
計(人)		134	2,765	82	100	74
構成比(%)		4.2	87.7	2.6	3.2	2.3
平均給料月額(円)		287,284	364,803	431,582	450,928	471,347

人員計	3,155 人
平均給料月額	368,475 円

教育職給料表(2) (小中学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭等に適用)

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15			3			
16						
17			158			
18			3			
19			17			
20			9			
21			213			
22			4			10
23			15			36
24			16			72
25			228			56
26			8			36
27			15			53
28			12			22
29			250			28
30			2			42
31			30			13
32			24			15
33			204			23
34			7			18
35			18			15
36			28			7
37			80			4
38			15			6
39			17			6
40			19			2
41			160			4
42			15			1
43			42			1
44			26			2
45			170			5
46			17			
47			44			
48			37			
49			148			
50			22			
51			31			
52			41			
53			147			
54			32			
55			46			
56			38			

給 号	級	1級	2級	特2級	3級	4級
57			109			
58			21			
59			52			
60			40			
61			68			
62			34			
63			81			
64			35			
65			49			
66			34			
67			103			
68			20			
69			49			
70			39			
71			82			
72			24			
73			43			
74			40	1		
75			64			
76			37		2	
77			36		33	
78			37		51	
79			82		60	
80			38		13	
81			42		37	
82			33		47	
83			55		33	
84			33		9	
85			48		25	
86			36		27	
87			52		11	
88			44		13	
89			43		19	
90			32		10	
91			45		9	
92			37		5	
93			48		4	
94			32		3	
95			45		12	
96			30	2	5	
97			50	1	76	
98			41	4		
99			39	3		
100			35	5		
101			57	1		
102			36	6		
103			44	2		
104			35	2		
105			49	3		
106			31	3		
107			41	2		
108			45			
109			48			
110			40			
111			40	1		
112			26			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113			46	1		
114			34	1		
115			36	1		
116			42	2		
117			34			
118			31			
119			29			
120			24			
121			39			
122			26			
123			31			
124			19			
125			29			
126			25			
127			39			
128			36			
129			30			
130			28			
131			38			
132			28			
133			42			
134			36			
135			33			
136			46			
137			52			
138			27			
139			45			
140			40			
141			49			
142			31			
143			36			
144			47			
145			59			
146			50			
147			76			
148			58			
149			104			
150			109			
151			112			
152			134			
153			151			
154			146			
155			144			
156			156			
157			432			
計(人)	-		7,799	41	504	477
構成比(%)	-		88.4	0.5	5.7	5.4
平均給料 月額(円)	-		337,638	412,820	427,272	442,299

人員計	8,821 人
平均給料月額	348,769 円

第11表 暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	164				91	58	7	8			
事務職	52				47	5					
研究職	17				16	1					
医療職(1)											
医療職(2)	13					5	8				
医療職(3)	5					4	1				
技術職(1)	2					2					
技術職(2)											
公安職	25					7	17	1			
教育職(1)	274	18	256								
教育職(2)	285		285								
給料表計	837										
60歳	262										
61歳	202										
62歳	211										
63歳	109										
64歳	53										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(次表において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	30				10	14	1		1	4	
事務職	0										
研究職	2				2						
医療職(1)											
医療職(2)	0										
医療職(3)	0										
技術職(1)											
技術職(2)											
公安職											
教育職(1)	21		21								
教育職(2)	277		277								
給料表計	330										
60歳	88										
61歳	88										
62歳	72										
63歳	55										
64歳	27										

2 民間の給与関係

令和5(2023)年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和5(2023)年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 928事業所

② 調査対象職種

事務・技術関係22職種、その他54職種、合計76職種(うち初任給関係職種18職種)

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した調査対象事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から178事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第12表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の各調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員

事務・技術関係職種 5,568人(初任給関係 274人、初任給関係以外 5,294人)であり、その他の職種が 689人(初任給関係 38人、初任給関係以外 651人)である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者(母集団)の推定数は、57,694人であり、うち事務・技術関係職種該当者は47,796人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) 結 果

民間の給与等の実態は、第12表から第26表までのとおりである。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	148	28	22	22	54	22
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業	6	—	—	—	5	1
製造業	87	12	14	12	34	15
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	15	6	1	4	2	2
卸売業、小売業	10	3	3	2	2	—
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	5	1	3	1	—	—
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	25	6	1	3	11	4

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が28所あった。
- 2 調査対象事業所178所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた176所に占める調査完了事業所148所の割合（調査完了率）は、84.1%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 民間における初任給の改定状況

学 歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	31.2 %	(36.5) %	(63.5) %	(-) %	68.8 %
高 校 卒	24.8	(57.1)	(42.9)	(-)	75.2

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	202,963	208,888	199,379	197,567
	高 校 卒	177,679	178,199	178,207	172,000
新 卒 技 術 者	大 学 卒	204,935	206,458	209,301	191,733
	高 校 卒	171,867	175,565	169,123	—
計	大 学 卒	203,671	208,130	202,888	194,650
	高 校 卒	174,008	176,748	171,357	172,000

(注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第 15 表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目			ベース改定の 慣行なし
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	
係 員	56.9 %	1.6 %	0.6 %	40.9 %
課 長 級	43.7	4.1	0.6	51.6

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 2 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しないことがある。

第 16 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項目						定期昇給 制度なし
	定期昇給制度あり					定期昇給 中 止	
	定期昇給実施			定期昇給			
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	94.5 %	94.5 %	38.6 %	4.2 %	51.7 %	0.0 %	5.5 %
課 長 級	83.6	83.6	31.4	4.3	47.9	0.0	16.4

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しないことがある。

第17表 比較対象従業員に係る職種

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（支社）又は工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長 技 術 部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	・ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長 技 術 課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理 技術課長代理	・ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）
事 務 係 長 技 術 係 長	・ 係長及び係長級専門職 〔係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めて集計している。〕
事 務 主 任 技 術 主 任	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員 技 術 係 員	・ 一般の事務員、技術者

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。

第18表 民間における職種別給与額等

その1 常勤の従業員（再雇用者を除く。）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5(2023)年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	51.4	597,118	61	597,057
	工 場 長	15	54.5	795,880	11,783	784,097
	事 務 部 長	163	52.6	641,026	1,334	639,692
	技 術 部 長	130	53.0	730,221	439	729,782
	事 務 部 次 長	25	49.3	519,287	1,542	517,745
	技 術 部 次 長	27	50.1	716,909	2,093	714,816
	事 務 課 長	309	50.5	535,405	6,724	528,681
	技 術 課 長	420	48.8	579,113	6,874	572,239
	事 務 課 長 代 理	32	50.1	483,937	33,933	450,004
	技 術 課 長 代 理	103	48.1	484,846	59,026	425,820
	事 務 係 長	436	45.0	464,439	75,602	388,837
	技 術 係 長	370	44.2	543,510	106,766	436,744
	事 務 主 任	139	44.6	357,336	49,797	307,539
技 術 主 任	238	38.3	397,190	59,591	337,599	
事 務 係 員	1,331	38.9	328,344	41,777	286,567	
技 術 係 員	1,548	34.8	345,898	49,737	296,161	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—
	研 究 部 (課) 長	20	52.4	666,166	0	666,166
	研 究 室 (係) 長	36	53.2	635,421	1,951	633,470
	主 任 研 究 員	62	51.5	651,632	65,279	586,353
	研 究 員	122	43.8	561,987	93,191	468,796
研 究 補 助 員	56	31.4	394,183	50,704	343,479	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 5 (2023) 年 4 月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—
	副 院 長	—	—	—	—	—
	医 科 長	—	—	—	—	—
	医 師	—	—	—	—	—
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	2	47.0	639,767	95,490	544,277
	薬 剤 師	10	36.8	326,449	18,741	307,708
	診 療 放 射 線 技 師	21	40.6	375,282	34,030	341,252
	臨 床 検 査 技 師	16	50.4	439,775	50,562	389,213
	栄 養 士	16	36.4	261,047	13,303	247,744
	理 学 療 法 士	24	37.1	338,321	21,214	317,107
	作 業 療 法 士	22	37.4	340,305	14,637	325,668
	総 看 護 師 長	3	54.8	420,670	10,200	410,470
看 護 師 長	21	49.8	460,747	42,841	417,906	
看 護 師	64	40.0	385,661	54,618	331,043	
准 看 護 師	23	46.0	334,471	57,761	276,710	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	4	66.3	756,075	0	756,075
	大 学 教 授	43	59.8	629,010	0	629,010
	大 学 准 教 授	30	46.0	478,837	0	478,837
	大 学 講 師	24	41.0	394,345	0	394,345
	大 学 助 教	5	45.9	378,280	0	378,280

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 5 (2023) 年 4 月分平均支給額		
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
教育 関 係 職 種	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	x	x	x	x
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	—	—	—	—
	高 等 学 校 指 導 教 諭	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 諭	24	35.1	328,042	1,583
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	—	—	—	—
	守 衛	—	—	—	—
	用 務 員	2	54.5	330,525	0
調 査 実 人 員 合 計	5,945				

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その2 再雇用者

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5(2023)年4月分平均支給額			
			き ま っ て 支給する給与 (A)	う ち 時間外手当 (B)	(A) - (B)	
						円
事務・技術関係職種	支店長・工場長	2	60.5	442,220	0	442,220
	事務・技術部長	13	63.4	388,287	25	388,262
	事務・技術部次長	2	62.0	415,606	0	415,606
	事務・技術課長	6	62.4	382,390	14,506	367,884
	事務・技術課長代理	4	60.8	293,497	42,284	251,213
	事務・技術係長	7	62.3	312,413	12,117	300,296
	事務・技術主任	6	63.2	394,035	32,707	361,328
	事務・技術係員	322	62.4	279,975	21,051	258,924
調査実人員合計	362					

第19表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
8 級	課長		
7 級	課長代理	課長	課長
6 級		課長	課長
5 級		課長	課長
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級		係長	係長
2 級	主任	主任	主任
1 級	係員	係員	係員

第20表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		77.7%
配偶者に家族手当を支給する		(85.8%)
家族手当制度がない		22.3%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,082円
	配偶者と子1人	18,060円
	配偶者と子2人	23,542円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円、子については1人につき10,000円、それら以外については1人につき6,500円である。

なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第21表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務関連手当 を支給する	在宅勤務関連手当 を支給しない	
47.5%	(36.8)%	(63.2)%	52.5%

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
15.8%	84.2%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第 22 表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員		(参 考) 技能・労務等従業員	
		円		円	
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	371,271		270,371	
	上半期 (A2)	378,692		278,842	
特別給の支給額	下半期 (B1)	813,084		529,927	
	上半期 (B2)	874,778		540,953	
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1} \right]$	2.19		1.96	
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2} \right]$	2.31		1.94	
	年間計	4.50		3.90	

(注) 下半期とは令和4(2022)年8月から令和5(2023)年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備 考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月である。

第 23 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
規 模 計	% 51.3	% 48.7	% 45.5	% 54.5	% 45.2	% 54.8
500人以上	51.4	48.6	44.9	55.1	44.8	55.2
100人以上 500人未満	51.6	48.4	45.9	54.1	45.3	54.7
50人以上 100人未満	50.4	49.6	46.0	54.0	46.0	54.0

第24表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	81.8 %	18.2 %	— %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額	
課 長 級	59.6 %	30.2 %	40.4 %
非 管 理 職	59.6	35.5	40.4

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第26表において同じ)。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
66.3 %	75.8 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 労働経済関係

第27表 労働経済指標

項目 年度・ 年月	全 国					栃 木 県				
	① きまって支給する給与 (調査産業計)		② 総実労働時間数 (調査産業計)		④ 有効求人 倍率 (季節 調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑥ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑧ 有効求人 倍率 (季節 調整値)
	金 額	前年度比・ 前年同月比	③うち 所定外労 働時間数	金 額		前年度比・ 前年同月比	⑦うち 所定外労 働時間数			
					(円)			(%)	(時間)	(時間)
令和3(2021)年度	298,239	1.7	142.5	11.7	1.16	282,148	1.6	148.4	12.2	1.08
令和4(2022)年度	304,480	2.1	143.5	12.2	1.31	292,650	3.7	148.3	12.9	1.19
令和4(2022)年 4月	307,905	2.5	149.0	12.9	1.24	295,429	5.9	153.5	13.6	1.16
5月	301,194	2.2	137.6	11.7	1.25	291,191	5.2	139.7	12.3	1.15
6月	304,007	2.3	149.6	12.1	1.27	296,600	6.3	156.2	12.9	1.16
7月	303,699	2.0	147.0	12.1	1.28	295,095	4.6	153.1	13.3	1.18
8月	301,851	2.3	139.1	11.3	1.31	291,947	5.9	141.3	12.2	1.19
9月	304,032	2.6	144.0	12.2	1.32	293,062	6.1	150.7	12.9	1.21
10月	305,314	2.3	144.5	12.6	1.34	294,629	5.0	150.1	13.4	1.23
11月	305,698	2.6	146.0	12.6	1.35	296,198	4.4	154.2	13.9	1.24
12月	305,890	2.5	144.2	12.6	1.36	293,745	4.2	149.1	13.3	1.24
令和5(2023)年 1月	303,874	1.7	135.7	11.8	1.35	287,329	▲ 0.1	136.6	12.1	1.19
2月	303,526	1.4	139.7	12.0	1.34	286,462	▲ 1.5	144.2	12.4	1.19
3月	306,819	1.0	145.8	12.5	1.32	290,115	▲ 1.0	150.5	12.6	1.20
4月	310,867	1.0	148.3	12.6	1.32	292,175	▲ 1.0	150.9	12.4	1.21
5月	307,674	2.1	140.9	11.7	1.31	287,015	▲ 0.5	141.3	11.7	1.21
6月	309,495	1.8	149.7	11.9	1.30	295,588	▲ 0.4	154.2	12.3	1.19
資料出所	厚生労働省					県生活文化スポーツ部				栃木労働局

(注) 1 ①、⑤、⑩、⑪は令和2年基準(ただし、⑩、⑪の令和2年度は平成27年基準)である。
2 ①、②、③、⑤、⑥、⑦は事業所規模30人以上の数値である。

⑨ 消費支出								⑩消費者物価指数		⑪国内企業物価指数	
全 国				宇 都 宮 市				全国	宇都宮		
二人以上の世帯		うち勤労者世帯		二人以上の世帯		うち勤労者世帯					
金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	
(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(%)	(%)	(%)	
280,935	1.7	311,207	2.2	282,676	3.2	317,589	4.5	0.1	▲ 0.2	7.1	
293,671	4.5	322,841	3.7	310,759	9.9	343,688	8.2	3.2	3.1	9.4	
304,510	1.2	344,126	1.6	337,604	27.3	369,503	25.6	2.5	2.5	9.9	
287,687	2.4	314,979	▲ 0.9	284,653	▲ 6.9	301,259	▲ 15.0	2.5	2.6	9.4	
276,885	6.4	300,489	6.9	257,438	▲ 3.6	287,283	▲ 5.6	2.4	1.7	9.6	
285,313	6.6	317,575	4.9	264,965	▲ 8.8	306,092	2.6	2.6	2.3	9.3	
289,974	8.8	322,438	9.6	285,457	0.8	308,472	1.6	3.0	2.9	9.6	
280,999	5.9	313,989	6.2	304,505	23.2	345,441	18.8	3.0	3.0	10.3	
298,006	5.7	328,684	5.1	300,916	▲ 6.3	347,023	▲ 0.6	3.7	3.7	9.7	
285,947	3.2	308,122	1.3	319,055	25.3	344,406	14.1	3.8	3.9	9.9	
328,114	3.4	353,794	2.8	356,197	18.5	375,769	11.5	4.0	4.2	10.6	
301,646	4.8	331,130	5.3	308,387	▲ 1.3	350,387	▲ 8.8	4.3	4.0	9.6	
272,214	5.6	298,749	4.7	362,147	41.3	361,440	22.6	3.3	3.4	8.3	
312,758	1.8	340,016	▲ 1.1	347,786	20.8	427,175	43.2	3.2	2.9	7.4	
303,076	▲ 0.5	334,229	▲ 2.9	404,744	19.9	540,880	46.4	3.5	3.4	6.1	
286,443	▲ 0.4	311,830	▲ 1.0	289,746	1.8	338,584	12.4	3.2	2.7	5.3	
275,545	▲ 0.5	298,405	▲ 0.7	274,912	6.8	303,910	5.8	3.3	3.2	4.3	
総 務 省									日本銀行		

4 生計費関係

第28表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和5（2023）年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	38,003	38,320	60,343	82,366	104,378
住居関係費	48,013	51,071	46,410	41,743	37,082
被服・履物費	6,193	4,217	6,819	9,421	12,025
雑費Ⅰ	34,168	35,550	68,066	100,582	133,098
雑費Ⅱ	12,593	14,707	20,452	26,204	31,950
計	138,970	143,865	202,090	260,316	318,533

令和5（2023）年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……	食料
住居関係費	……	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……	被服及び履物
雑費Ⅰ	……	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、本年4月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果（88世帯）に基づく費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と宇都宮市の本年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

5 国及び都道府県の給与関係

第 29 表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(令和 4 (2022) 年 4 月)

ラスパイレス指数	98 未満	98 以上 99 未満	99 以上 100 未満	100 以上 101 未満	101 以上
	団 体 数	4	6	17	17

(注) 1 「令和 4 年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を 100 としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は 100.2 である。

3 総務省では、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参考として算出している。

なお、本県の地域手当補正後ラスパイレス指数は、99.3 である。

6 人事院勧告等の概要

【令和5(2023)年8月7日報告・勧告】

○ 公務員人事管理に関する報告の骨子

〈基本的な考え方〉

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

→行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

①公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

②職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

③多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

【課題認識】

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

【課題への対応】

民間と公務の知の融合の推進

・実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

・官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

・公務組織への円滑な適応支援（オンボーディング）の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

・優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

・人材確保を支える処遇の実現【令和6年 給与アップデート】

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

☑新卒初任給の引上げ

☑係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ）

- 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- 特定任期付職員のボーナス拡充
- 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給
- ・非常勤職員制度の運用の在り方の検討
非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

【課題認識】

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

【課題への対応】

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- 20～30 歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や 研修教材等を整理・一覧化
- 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

- ・組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進
人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。
また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討
- ・職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現【令和6年 給与アップデート】
 - ①役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現
 - 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
 - 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
 - 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
 - 最優秀者のボーナスの上限引上げ
 - ②全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配 置を円滑化
 - 地域手当の大きくくり化
 - 新幹線通勤に係る手当額見直し
 - 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土台となる環境整備

【課題認識】

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-being の土台となる職場環境整備も急務

【課題への対応】

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

- ・柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等
個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）ための勤務時間法の改正を勧告

- ・ 仕事と生活の両立支援
各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取り組
- ・ 職員の選択を後押しする給与制度上の措置【令和6年 給与アップデート】
働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し
 - ☑ 扶養手当の見直し
 - ☑ テレワーク関連手当の新設（本年勧告）
 - ☑ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員の Well-being の土台づくりに資する取組

- ・ 超過勤務の縮減一負のイメージの払拭に向けて
勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施
- ・ 職員の健康増進一公務版の「健康経営」の推進等
官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進
- ・ ゼロ・ハラスメントに向けた取組
本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取り組

○ 勤務時間に関する勧告の骨子

I 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）

IV 施行日

令和7年4月1日

○ 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差：3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒：約8%[12,000円]、大卒：約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額：3,000円]

※過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以來33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以來、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以來、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施(月例給) 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与404,015円 平均年齢42.4歳]

(ボーナス) 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方

(月例給) 民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定

[内訳：俸給3,431円はね返し分(※)438円] ※俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
 - ◇一般職試験(高卒者) 7.8%[12,000円]
 - ◇一般職試験(大卒程度) 5.9%[11,000円]
 - ◇総合職試験(大卒程度) 5.8%[11,000円]
- ・初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定(平均改定率：全体1.1%[1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%])

- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

〈ボーナス〉 民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

〈その他〉

- ・初任給調整手当：医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から所要の改定
- ・委員、顧問、参与等の手当：指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

〈手当の概要〉

- ・住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・手当額は月額3,000円
- ・令和6年4月1日から実施
- ・在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

◇勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))	月額	407,884円(+3,869円、+0.96%)
	年間給与	6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
◇勧告後の初任給(行政職俸給表(一))	総合職大卒[本府省]	249,640円(本府省業務調整手当を含む)
	一般職大卒[地方機関]	196,200円(地域手当非支給地)
	一般職高卒[地方機関]	166,600円(地域手当非支給地)

※このほか、昨年勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

〈方向性〉

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

様々な立場から納得感のある、
の調和→分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

〈令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)〉

1 人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

①新規学卒者、若手・中堅職員の処遇

- ・新卒初任給の引上げ
- ・係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ・最優秀者のボーナスの上限引上げ

②民間人材等の処遇

- ・係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・特定任期付職員のボーナス拡充
- ・採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

①役割や活躍に応じた処遇

- ・係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ・管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ・最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)

②円滑な配置等への対応

- ・地域手当の大きくくり化
- ・新幹線通勤に係る手当額見直し
- ・定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・扶養手当の見直し
- ・テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討